

「京都市地域活性化総合特区」における 規制の特例措置等の実現について

～総合特区制度を活用した京都の未来戦略～

【担当省庁】内閣府、総務省、法務省、文部科学省、文化庁、
農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、観光庁

「京都市地域活性化総合特区」は、特区指定を受けたところではありますが、この特区が、国策としての「観光立国」に寄与できるよう、規制緩和その他の支援について、以下の検討をお願いいたします。

提案

1 文化的資産の保全・活用のための権限移譲、税制措置

京都の文化・伝統を活かし、日本のインバウンド観光戦略を推進するため、京都の建築物、庭園や茶屋、町屋等、文化的資産を有効に活用する以下のような規制緩和、税制措置の拡充をお願いしたい。

- MICEの開催に際し、文化財を有効に活用するための文化財保護法上の権限を京都府へ移譲、必要となる経費（調査員の person 費など）についての地方交付税措置
- 文化的資産を後世に確実に継承していくための花街の地域などにおける固定資産税、相続税等の税制措置
- 免税店の開設緩和、茶や日本酒等への免税対象の拡大、免税限度額の引下げ

2 町並み、歴史的風土の保存・活用のための制度創設等

- 電柱撤去等への助成制度や、京都三山の森林景観を再生し、京都の山紫水明の自然環境が形成する歴史的風土を守るための管理や活用に対する助成制度を設けていただきたい。

3 国際的な文化芸術創造拠点を形成する規制緩和

- 京料理を学びたい世界中の人々を受け入れ、本格的な京料理を世界に向けて発信し、日本料理の市場を拡大するため、働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和をお願いしたい。

平成24年6月 京都府・京都市 共同提案項目

京都府の現状・課題等

◆京都市地域活性化総合特区に係る取組

- ・平成23年 9月30日 京都府・京都市連名で申請
- ・ 12月22日 特区指定
- ・平成24年 1月20日 府・市成長戦略本部会議の設置
- ・ 3月 1日 国と地方の協議会（実務者レベルの協議）
- ・ 3月19日 地域協議会による国への要望活動
- ・ 5月29日 第2回府・市成長戦略本部会議

◆特区における数値目標 【目標年次2014年】について

項目	現状（2010年）	目標（2014年）
京都で感動した観光客の数 （年間入洛観光客数 ×感動があった人の割合（78.6%）	3,895万人	5,000万人
観光消費額	6,492億円	7,000億円
年間入洛外国人観光客数	203万人	400万人
コンベンション年間開催件数	157件	250件

【京都府の担当部局】 商工労働観光部 観光課 075-414-4841